

令和2年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会（経済部審査） 開催状況（経済部観光局）

開催年月日 令和2年3月18日
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答 弁 者 観光振興監、観光局長、誘客担当局長、観光局参事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 観光政策について (一) 観光振興機構について (真下委員) 機構は、北海道の関与団体です。公益社団法人として公益性が発揮される法人であるとともに、税制面での優遇措置、社会的信用力、名称を使えるメリットがあります。その上、最小の投資で最大の効果を得るため、効果的・効率的運営が求められ、かつ、自主性が重要となります。新型コロナウイルスの影響で、北海道は観光産業をはじめとして、大打撃となっているわけですが、機構からは何の発信もありませんし、道の事業負担金が年々増加するばかりで、とても民間の優れたノウハウなど生かされていると言えない状況ではないかと考えます。</p> <p>1 事業負担金予算等の推移について (真下委員) そこで、事業負担金予算等の推移について、まず、お示しいただきたいと思います。</p> <p>(真下委員) 今言われませんでしたけれども、2014年度までは7億円から8億円台であって、倍加しているわけです。</p> <p>2 道からの出向について (真下委員) ちなみに、人事交流として、道から職員を派遣しているわけですが、その推移をお示しください。</p> <p>2-再 道からの出向について (真下委員) 議会の指摘を受けて減っているということなんですけれども、給与等は道が負担しているのですか。</p> <p>(真下委員) これは、法と条例に基づいて支給されているのですが、第二の補助金だというふうに指摘をされております。</p> <p>3 契約数と契約方法について (真下委員) 機構の委託によって実施をしている事業ですが、昨年度の契約数と契約方法はどうなっていますか。</p>	<p>(観光局参事 (磯部)) 観光振興機構への負担金等の推移についてでございますが、過去5年間の推移を申し上げますと、2015年度は、12億6千万円、2016年度は、13億3千万円、2017年度及び2018年度は、15億7千万円、2019年度は、16億1千万円となっております。</p> <p>(観光局参事 (磯部)) 道から派遣しております職員数についてでございますが、同じく過去5年間の状況を申し上げますと、2015年度及び2016年度は、11名、2017年度は、8名、2018年度は、7名、2019年度は、5名となっております。なお、2020年度は、3名の派遣を予定しております。</p> <p>(観光局参事 (磯部)) 派遣職員の給与等についてでございますが、道と機構との協定に基づきまして、道からは基本給のほか、住居手当、期末手当等が支給されており、機構からは、通勤手当、時間外・休日勤務手当、勤勉手当等が支給されております。</p> <p>(観光局参事 (磯部)) 機構の委託事業についてでございますが、昨年度は、77事業の委託事業を実施しておりまして、事業者からの企画提案の優劣を評価するプロポーザル方式により、委託先を選定し、契約をしております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>4 1社のみ参加の事業数について (真下委員) プロポーザルだとおっしゃいますけれども、一般競争入札ではないということなのですが、プロポーザルでもできるわけですよね。その際、1社のみ参加という事業はどれだけありましたか。</p> <p>4-再1 1社のみ参加の事業数について (真下委員) 今時、あり得ないことですよ。3分の1が一社契約ですよ。驚くべき事態ですよ。始めから契約先が決まっているようなものじゃないですか。どうですか。</p> <p>4-再2 1社のみ参加の事業数について (真下委員) 広報の仕方に問題があるんじゃないですか。やはり、一社契約というのは避けなければなりません。競争性を導入すべきではないですか。</p> <p>【指摘】 (真下委員) 今時、談合をやっているところでも一社入札というのはなくなってきているんですよ。それくらい公正に契約をしなければならぬんです。だから、ここは強く改善を求めておきます。次のときに質問します。</p> <p>5 海外出張について (真下委員) 観光振興機構では、海外旅行と見間違えるような実態があるというふうに聞いております。この5年間で、何回、どこに、どのようなメンバーで、何を目的に行っているのですか。</p> <p>(真下委員) 税金でなければ、どんどんやっただらいいと思うんです。だけど、プロモーションだからといって、税金で役職員が行くという事業は見直すべきだというふうに考えます。そうした事業を機構は果たして変えていこうとしているのか。競争性を担保して、先ほど申し上げましたように公益法人としての役割を果たしていこうとしているのかどうか疑問に思うところです。</p>	<p>(観光局参事(磯部)) プロポーザルの参加事業者数についてでございますが、昨年度、プロポーザルを実施いたしました77事業につきましては、いずれもホームページ等で企画提案を広く募集しておりまして、結果として255事業が1社のみ参加となっております。</p> <p>(観光局長) 機構の契約方式についてでございますが、先ほど申しましたとおり、機構においては、それぞれの事業につきまして、ホームページ等で企画提案を広く募集し、公正・公平に事業を行っているところでございまして、結果として1社のみ参加が25事業となっているところでございます。</p> <p>(観光局長) 機構の事業についてでございますが、プロポーザル方式で、機構としては全ての事業について競争をさせているところでございますが、繰り返し申し上げますけれども、結果として、手を挙げたところが1社のみであったのが25事業ということでございます。</p> <p>(観光局参事(磯部)) 機構の海外事業についてでございますが、機構では、インバウンドの更なる誘致拡大に向けまして、東アジアなどの成熟市場、東南アジアなどの成長市場、さらには、欧州など今後の市場開拓をめざす地域を対象に国際旅行博への出展をはじめ、現地旅行会社を対象としたセミナーや商談会などの海外プロモーションに精力的に取り組んできております こうした取組に際しまして、過去5年間で延べ264名の役職員が海外に赴き、現地での業務を担ってきており、いずれも事業を効果的に実施するためには、不可欠なものと承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>6 顧問の役割について (真下委員) 機構には元副知事が顧問として就任をされております。顧問は、会長の諮問に応じて、助言する役員の方ですけれども、道として、顧問の存在・役割についてはどうお考えですか。</p> <p>6-再 顧問の役割について (真下委員) 無報酬でありながら、大変美しい仕事をされているのだというふうに関心はありましたけれども、会員企業から金品の授与は受けておりませんか。</p> <p>(真下委員) 確認をしたようですけれども、私どもも会員企業から受け取っていると、然るべきところから聞いておりますので、再度確認を求めておきたいというふうに思います。</p> <p>7 道への予算要望について (真下委員) 機構では、毎年度、予算の獲得をめざし、知事に対して予算要望を行ってきたと承知しております。こうした活動を行う上で、道庁OBである顧問の役割は絶大との声も聞かれるわけですが、これまでの予算編成において、顧問からの働きかけはありましたか。</p> <p>7-再 道への予算要望について (真下委員) 機構に対して、色々関与するのが顧問の仕事だと思うのですが、どうして当局との打合せなどの場にも同席しているのですか。そして、予算の関係で全く発言はなかったのですか。</p> <p>(真下委員) それを社会的には働きかけというんですよ。法が改正されて、再就職した元職員に対して、期間の定めがあるものの現職職員の働きかけは禁止されているわけです。それが社会通念なんです。絶大な力を持って非常に優秀な元副知事が同席するだけでも、それは働きかけに繋がるほどの影響があるんじゃないかと思えます。</p>	<p>(観光局長) 機構の顧問の役割についてでございますが、機構の定款では、会長の諮問に応じて、機構の運営について助言を行うために顧問を置くことができるとされておりまして、現在、顧問を置かれているのは、機構としての判断によるものと受けとめております。 なお、機構からは、顧問について、無報酬でありながら、事業運営等に関し、貴重な助言を受けているといったようなことをお聞きしております。</p> <p>(観光局長) そのような事実はないとお聞きしております。</p> <p>(観光局長) 機構からの要望についてでございますが、例年、機構からは、翌年度の観光施策や予算に関し、道に対し、提案・要望をいただいております。顧問におかれては、こうした要望活動や当局と機構との観光施策に関する打合せの場などにも必要に応じ参加されるなど、適宜、対応されているものと承知しております。</p> <p>(観光局長) 先ほども申しましたとおり、機構の顧問につきましては、機構の会長の諮問に応じて、機構の運営について助言を行うというような目的が定款に記載されておりまして、そういった目的に沿って顧問が活動されているということでございます。その一環として、私ども観光局との打合せの中にも、必要に応じ、参加されているものと承知しております。 施策、事業の関係についてお話をする中で、予算についてのお話があることもございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>8 監事の役割等について (真下委員) 機構には、3人の監事があります。公認会計士以外の2人が、道の観光振興監の現職と元職です。監事は公正・中立な立場がふさわしいと考えますが、どのような方を人選するかは、確かに団体の判断ではありますが、道庁の予算編成の責任を持つ現職の観光振興監が、公正・中立な監事にふさわしいのでしょうか。</p> <p>8-再 監事の役割等について (真下委員) 監事ですけれども予算編成に関わって発言を受け、あるいは発言したことはありませんか。</p> <p>(真下委員) 普通の人ならそれでもいいんですけども、予算編成の最高責任者ですよ。それは働きかけに類するということになると思います。</p> <p>9 道幹部OBの顧問就任について (真下委員) 先ほどの顧問ですけれども、無報酬とはいえ、道庁OBが機構の顧問に就任することは、運営の自立化が求められる機構として問題があると思いますが、どうお考えですか。</p> <p>(真下委員) 私はふさわしくないと思います。</p> <p>10 副会長の在宅起訴への対応について (真下委員) 機構の副会長の一人である観光会社の会長が、カジノを含むIRに伴う贈収賄事件で在宅起訴されました。公益法人である機構として、これをどう受け止めて、どのような対応を行うのでしょうか。</p> <p>(真下委員) 先ほどのコロナウイルス感染症の実害が大きく広がっている中で、観光振興機構がこういう事態だということは、到底納得できません。時間がないので、法人経営の自立化ですとか、理事会の活性化や補助金の依存体質等については、今日は聞きませんが、コロナウイルス対策と併せて、知事に観光振興機構の問題でも質問したいと思いますので、お取りはからいをお願いいたします。</p>	<p>(観光振興監) 機構の監事についてでございますが、監事は、機構の業務執行を監査することを目的に設置されてございまして、総会において選任されることとなっております。</p> <p>また道は、機構の業務運営に対しまして、適切な指導等を行っていく必要があることから、総会の総意に基づきまして、当職の監事就任をお引き受けしており、今後も公正な職務の遂行に努めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>(観光振興監) 昨年の理事会に出席した際に、北海道の観光行政について、提案等についてお話をさせていただく機会がございまして、そのときに北海道における観光行政の課題についてお話をさせていただくとともに、観光予算に関しては、役割分担を道と観光振興機構が、まずやるべきだ、という発言をさせてもらったというふうに記憶してございます。</p> <p>(観光局長) 機構の顧問についてでございますが、顧問を置くことにつきましては、機構自らが、その必要性に応じ、判断すべきものと考えておりまして、任命する場合には、機構の事業運営に関する助言者としての資質などを総合的に勘案し、理事会の承認を得た上で機構として適切に対応されているものと承知しております。</p> <p>(観光振興監) 副会長への機構の対応についてでございますが、機構の副会長のお一人でもある観光事業者がIRを巡る事件で在宅起訴を受けたことにつきましては、道としても、残念に思っております。</p> <p>現在、その副会長からは、機構に対しまして、辞任届が提出されているとお聞きしており、機構におきましても適切に対応されるものと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 観光振興税について</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症の影響等について (真下委員) 新型コロナウイルス感染症の影響と知事の緊急事態宣言によって、北海道へのイメージが大きく変わってしまっていて、一気に景気の冷え込んでいることは、今も述べてきました。</p> <p>道は、この時期に、観光振興税の導入を検討しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響をどう捉え、この時期の増税議論に、経済界、観光業界からも要望があるのか。やって欲しいという声があるのか、お聞きをしたいと思います。</p> <p>2 検討時期について (真下委員) 海外来道者の激減、国内、道内でも外出自粛要請に、本当に応えて、よく協力していますよ、道民は。ただ、そのことによって、経営する側も、雇用の先行きも厳しい折です。</p> <p>この時期の議論が、本当に適切なのでしょうか。</p> <p>3 使途について (真下委員) 使途についてですけれども、はっきりしない。</p> <p>先ほど、滝口委員の質問に対して、観光振興機構にも、事業として、この観光振興税が使われるという可能性があるということを示唆されましたけれども、そういうことなんですか。</p> <p>(小岩委員長) もう一度整理して答弁願います。</p> <p>(真下委員) 答弁が違います。納得できない。</p> <p>(真下委員) ぜんぜん違う。</p>	<p>(誘客担当局長) 観光振興税の検討についてでございますが、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、観光客の減少はインバウンド全体、さらには、道内、道外を含めた日本人客にまで広がっておりまして、宿泊をはじめ、旅行、交通、飲食など幅広い観光関連産業に影響が及んでいるものと認識してございます。</p> <p>このような中、観光関連事業者の方々からは、「税の導入時期については、慎重に検討し、まずは、観光需要を回復させることが重要」といった声も寄せられております。</p> <p>(誘客担当局長) 税の検討についてでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大により、観光需要が大きく冷え込み、観光関連事業者の経営や雇用に深刻なダメージが生じている中、税の導入時期については、慎重を期すべきと考えておりまして、道議会でのご議論はもとより、関係する事業者の皆様や市町村のご意見をお伺いしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>(誘客担当局長) 税の使途についてでございますが、新税につきましては、既存の施策ではなく、新たな施策に使うことを考えてございます。</p> <p>その使途につきましても、今後、新税を検討するにあたって検討をしてまいります。</p> <p>(観光局長) 税財源の執行方法については、まだ使途の議論も定まっておりますので、現在、そこまで至っておりません。</p> <p>今後、使い道あるいは税額の議論等も含めて、そういった執行方法についても、検討してまいりたいと考えてございます。</p> <p>(誘客担当局長) 税の執行方法についてでございますが、事業の性質などにより、いろいろ考え方が異なってくるところはございますけれども、今後の検討の中で、道が直営で行うべきもの、機構も含めて民間に行わせるべきものといった、役割についても検討してまいりたいと考えてございます。</p> <p>(観光振興監) 観光振興税の活用についてでございますが、観光振興税を活用した事業の執行についても、民間ノウハウを活用することで、より効果的な実施が可能となる場合には、観光振興機構と連携して取り組むことも考え</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>4 観光振興税の議論のあり方について (真下委員) 機構のあり方、事業のあり方について疑問を呈している訳です。それを簡単に観光振興税という増税を導入できるんだということは絶対に認められません。</p> <p>今、道民が求めているのは、新型コロナウイルス感染症と知事の緊急事態宣言に端を発した景気の冷え込みをどう乗り越えるか。これを最優先すべきだということではないのでしょうか。</p> <p>金融や雇用対策の皆さんの答弁を聞きましたか。必死になってやっているのですよ。その時に、増税して、こんな天下りの機構で、勝手に使うだなんて絶対に許されないと思います。</p> <p>一旦凍結して、仕切り直すべきだと思います。予定調和ではなく、ちゃんと答弁してください。</p> <p>(真下議員) 納得いきませんので、知事にお伺いしたいと思えます。お取り計らいお願いいたします。</p>	<p>られますが、いずれにいたしましても、税を導入する際は、効果的、効率的な執行の観点から、実施主体についても検討してまいりたいと考えてございます。</p> <p>(観光振興監) 今後の対応についてでございますが、新税の導入に向けましては、新型コロナウイルスの感染拡大による、本道の観光産業の危機的な状況、こういう状況をしっかり踏まえながら、関係する市町村と協議を進め、観光振興税について、慎重に検討を進めてまいりたいと考えてございます。</p>